

佐呂間町大型自動車免許等取得費補助金制度について

■目的

- ・大型自動車免許等保有者の高齢化に伴い、町内各事業所においては、運転手の確保が困難な状況にあることを踏まえ、事業所が従業員に対し大型自動車免許等を取得させるための経費について助成し、人材の確保により事業所経営の安定化を図ることを目的とします。

■免許の種類

- ・道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する次の免許とします。
 - ①第3項関係：大型自動車免許、大型特殊自動車免許、牽引免許
中型自動車免許、準中型自動車免許
 - ②第4項関係：大型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許

■対象者

- ・次のいずれの要件にも該当することとします。
 - ①事業所が、大型自動車免許等を取得させた従業員を通年雇用していること。
 - ②事業所が、大型免許等を取得させた従業員に対し、免許取得に係る経費の一切を負担していること。
 - ③事業所及び従業員に町税及び使用料等の滞納がないこと。
 - ④事業所及び従業員が、佐呂間町内に所在若しくは住所を有していること。
 - ⑤免許等取得従業員の年齢が、大型自動車免許、大型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許にあつては満21歳以上満61歳未満、準中型自動車免許、大型特殊自動車免許、牽引免許にあつては満18歳以上満61歳未満、中型自動車免許にあつては20歳以上61歳未満であること。
 - ⑥農業協同組合、漁業協同組合、森林組合以外の事業所であること。

■対象となる経費

- ・自動車学校入学申込金、授業料、諸費、検定料（仮免許、本免許それぞれ初回分のみ）及び冬期料金とします。（ただし、消費税を除きます。）

■補助金額

- ・対象経費の3分の2以内とします。（ただし、千円未満切り捨て）
※他に助成等を受けている場合は、その額を対象となる経費から控除します。

■補助申請

・従業員が免許を取得した日から30日以内に、佐呂間町大型自動車免許等取得費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町へ申請します。

- （1）大型免許等取得を証明する書類（運転免許証の写し）
- （2）大型免許等取得に要した費用の領収書及びその内訳書
- （3）雇用保険被保険者証及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

■補助金の返還

・次のいずれかに該当した場合は、補助金を返還することとなります。

- ①虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ②従業員が当該免許取得後5年以内に佐呂間町に住所を有しなくなったとき。
- ③従業員が当該免許取得後5年以内に佐呂間町外に所在する事業所に雇用されたとき。

■問合せ

・経済課商工観光係（☎2-1200） 又は 商工会（☎2-3448）

様式第1号（第6条関係）

佐呂間町大型自動車免許等取得費補助金交付申請書

年 月 日

佐呂間町長 様

申請者 住 所
事業所名
代表者氏名 ⑩

佐呂間町大型自動車免許等取得費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、町税及び公共料金等の納付状況について調査することに同意いたします。

記

1. 補助金交付申請額 円

(補助金交付対象金額 円)

2. 取得免許種別 準中型 ・ 中型 ・ 大型 ・ 大型特殊 ・ 牽引 ・ 大型二種 ・ 普通二種

3. 免許取得年月日 年 月 日

4. 免許取得者 住 所 常呂郡佐呂間町字

氏 名

(自署又は記名押印)

生年月日 年 月 日生

5. その他添付書類

- (1) 大型免許取得を証明する書類（運転免許証の写し）
- (2) 大型免許取得に要した費用の領収書及びその内訳書
- (3) 大型免許等取得従業員の雇用状況が確認できる書類（雇用保険被保険者証等）